

『設置者負担主義』

※ 学校基本法 第1章 総則

第5条 学校の管理及び経費の負担

「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」

○ 法令に特別の定のある場合とは・・・

- ① 義務教育費国庫負担法
 - ② 市町村立学校職員給与負担法
 - ③ 義務教育諸学校施設費国庫負担法
 - ④ 就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律
 - ⑤ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
 - ⑥ 産業教育振興法
 - ⑦ 理科教育振興法
 - ⑧ 学校図書館法
 - ⑨ スポーツ振興法
 - ⑩ 日本体育・学校健康センター法
 - ⑪ 学校給食法
 - ⑫ へき地教育振興法
 - ⑬ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法
- 等をさしている。

◇ 市町村立小・中学校は、それぞれの設置者である市町村が、それぞれ学校を管理し、経費を負担することになっている。

管理とは、学校をその目的に従って維持し運営することで、人的管理・物的管理・教育の運営管理が考えられる。

なお、公立の小・中学校の場合は学校の管理機関である教育委員会が、学校の「管理運営の基本事項」について「学校管理規則」を定めることになっている。

一方、経費の負担は、設置者である市町村がそれぞれ負担することとなっている。

地方公共団体は、これらの義務教育諸学校の設置等の為に、相当の財政的負担を負うことになる。

国はこのような地方公共団体の負担軽減の為に、各種の負担金補助金を地方公共団体に交付し、財政的な援助を行っている。

しかしながら、補助基準を超えた教育条件の整備は、設置者である自治体の負担を増大することになる。

学校は子どもたちの教育の場として、何よりも安全性が重視される。

学校事故を防ぐという観点からも、最低基準としての設置基準をどう考えていくかは重要な課題である。